

愛知県最低賃金は

令和3年10月1日から

改定前の
時間額 927円

時間額

955 円

に改定されます。

①愛知県最低賃金は、愛知県下の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

・常用・臨時・派遣・パート・アルバイト等の就労形態は問いません。また、労働者であれば年金受給者などであっても適用されます。（派遣労働者については、派遣先の地域（特定）最低賃金が適用されます。）
・なお、特定の産業の事業場で働く労働者については、「愛知県最低賃金」ではなく「特定（産業別）最低賃金」が適用される場合がありますのでご注意ください。

②使用者は適用される最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

・最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

③最低賃金の対象となる賃金は通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

・具体的には、支払賃金額から、
①臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
③時間外労働・休日労働に対する賃金
④深夜労働に対する割増賃金
⑤精皆動手当、通勤手当及び家族手当
を除いた賃金額が、最低賃金額以上でなければなりません。

④賃金が時間給以外で定められている場合（月給・日給等）、賃金を1時間当たりの金額に換算して愛知県最低賃金額と比較します。

⑤最低賃金の減額の特例許可を受けている労働者がいる場合には支払っている賃金額を改正する必要があります。

・精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等は、最低賃金の減額の特例許可制度があります。この許可を受けている場合には、賃金額を改正後の最低賃金額に許可書記載の減額率を乗じて得た金額を改正後の最低賃金額から控除した金額以上にする必要があります。

支払賃金額を確かめ、最低賃金額を下回ることのないようご注意ください。

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

愛知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）

業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資（機械設備、コンサルティング等の導入）などを行った場合に、
その費用の一部を助成します。

◆ 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、

愛知労働局雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）へ

電話 052-857-0313